		日	号外	ページ
三一〇	大田区に編入する区域として告示された区域の属すべき選挙区を定める件	五		二
三一一	航空移動業務の無線電話局の選択呼出装置の技術的条件を定める件の一部を改正する件	五		二
三一二	固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続を定める件の一部を改正する件	六	232	一
三一三	市町の境界の確定の件	六	232	二四
三一四	令和二年国勢調査の調査期間等の変更に関する告示の全部を改正する件	一〇		二
三一五	政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十八年分）を公表する件の一部を訂正する件	一三	237	一七
三一六	政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十九年分）を公表する件の一部を訂正する件	一三	237	一六
三一七	政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成三十年分）を公表する件の一部を訂正する件	一三	237	一八
三一八	政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十八年分～平成三十年分）を公表する件	一三	237	二四
三一九	政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成八年分・平成十年分・平成二十二年分・平成二十九年分～令和元年分）を公表する件	一三	237	二四
三二〇	電気通信主任技術者養成課程の実施要目を定める件の一部を改正する件	一三	237	二七
三二一	電気通信主任技術者養成課程の終了の際に行う試験の実施方法を定める件の一部を改正する件	一三	237	三〇
三二二	工事担任者の養成課程の実施要目を定める件の一部を改正する件	一三	237	三二
三二三	工事担任者の養成課程の終了の際行う試験の実施の方法を定める件の一部を改正する件	一三	237	三六
三二四	工事担任者の学校等の認定の基準を定める件の一部を改正する件	一三	237	四〇
三二五	無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件の一部を改正する件	一三	237	四一
三二六	特定国外派遣組織を指定する件	一九		一
三二七	電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定に基づき、同条第二項の規定の適用を受ける電気通信事業者を指定する件	一九		一
三三九	非標準機能提供者コードに関する規程の一部を改正する件	一九	241	二〇
三四〇	オブジェクト識別子の構成要素値の指定に関する規程の一部を改正する件	一九	241	二〇
三四一	総務大臣が別に告示する要件を定める件の一部を改正する件	一九	241	二三
三四二	電気通信事業法施行規則第二十二条の二の七第一項第五号ロ及びハ並びに第六項の規定に基づき告示する件の一部を改正する件	一九	241	二三
三四三	電子メール通信網のプライベート・ドメイン名の指定に関する規程の一部を改正する件	一九	241	二三
三四四	委託による無線局の周波数の測定に関する手続、測定方法及び手数料等を定める件の一部を改正する件	一九	241	二三
三四五	外国において電波法第四十条第一項第五号に掲げる資格に相当する資格、当該資格を有する者が行うことのできる無線設備の操作の範囲及び当該資格によりアマチュア局の無線設備の操作を行おうとする場合の条件を定める件の一部を改正する件	一九	241	二三
三四六	免許人以外の者が行う無線局の運用を、当該免許人がする無線局の運用とする場合を定める件の一部を改正する件	一九	241	二三
三四七	高周波利用設備の型式についての指定の申請書及び添付書類の様式等を定める件の一部を改正する件	一九	241	二三
三四八	技術操作を管理する者を届け出る場合の手続を定める件の一部を改正する件	一九	241	二三
三四九	学校の教育課程に開設している無線通信に関する科目の確認、変更、取消し及び廃止の手続を定める件の一部を改正する件	一九	241	二三
三五〇	政党助成法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件	二六	245	一
三五一	令和元年総務省告示第二百六十七号の一部を訂正する件	二六	245	二
三五二	令和二年総務省告示第七十三号の一部を訂正する件	二六	245	二
三五三	令和二年総務省告示第百六十五号の一部を訂正する件	二六	245	四
三五四	令和二年総務省告示第二百十五号の一部を訂正する件	二六	245	四
三五五	令和二年総務省告示第二百八十三号の一部を訂正する件	二六	245	五
三五六	政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件	二六	245	五